

会

・内容

PTA実行委員OBの親睦会

はっきりとした運営規定がないが、PTA役員、実行委員が自動的に入会し、任期終了5年後に、この会の運営にあっている。

また、連絡にあたる地区幹事を、PTA実行委員がやっていることが多い。

年間会費2000円

・構成

元PTA役員、実行委員、学校長

・春の総会

役員の改選承認、活動報告、会計報告、PTA実行委員紹介が、宴会形式でおこなわれ、自費参

・秋の懇親会

宴会または日帰りでおこなわれ、自費参加。

・PTA会長挨拶

あり

・その他

入会したくない、やめられない、地区幹事の強制、総会・懇親会の参加費が高額など、一部不満の声があることも事実。

最初の実行委員会でPTA会長が、説明して理解していただくしかないが、福実会としても、実行委員会に来ていただいて、説明していただくことが必要になってきている。

福実会への入会は、最終的に個人の判断になるだろう。

中学校地域集会

・内容

中学校保護者に、学校の指導状況などの説明会。

また、小学校校区毎に分かれて、保護者、先生との懇談会がある。

(午後7時より8時30分頃まで)

・出席

学校長、教頭、PTA役員、6年保護者

他校園運動会

・内容

中学校、中学校、幼稚園、幼稚園、幼稚園、園で開催される陸上競技大会や運動会へ来賓として、出席する。

・出席

学校長、PTA会長

・ご祝儀

必要(慶弔規定による)

・会計処理

慶弔費

教育功労者表彰

・内容

11月3日(祝)教育功労者と永年勤続教職員の表彰がおこなわれる。

・お祝い

必要(慶弔規定による)

・会計処理

慶弔費

・その他

平成10年度、慶弔規定を読み違えて、実行委員会費からもお祝いを支出してしまった。

忘年会

・内容

実行委員のための忘年会。

平成10年度までは、毎月集めていた実行委員会費でまかった。

できるだけ多くの人が、集まれるように日程調整をおこなう。

欠席者には、実費分を返却した。

懇親会

・内容

実行委員のための懇親会。

平成10年度までは、毎月集めていた実行委員会費でまかった。

できるだけ多くの人が、集まれるように日程調整をおこなう。

欠席者には、実費分を返却した

平成9年度では、実行委員会の前に、お弁当を食べたこともある。

おつかれ様会

・内容

実行委員のためのすべてを締めくくる会。

平成10年度までは、毎月集めていた実行委員会費でまかった。

できるだけ多くの人が、集まれるように日程調整をおこなう。

欠席者には、実費分を返却した。

他校園卒業式

・内容

中学校、中学校、幼稚園、幼稚園、幼稚園、園で開催される卒業式、卒園式へ来賓として、出席する。(中学校はご祝儀のみ持参)

・ご祝儀

必要(慶弔規定による)

・出席

学校長、教頭、PTA会長

他校園入学式

・内容

中学校、中学校、幼稚園、幼稚園、幼稚園、園で開催される入学式、入園式へ来賓として、出席する。(中学校はご祝儀のみ持参)

・ご祝儀

必要(慶弔規定による)

・出席

学校長、教頭、PTA会長

いきいき活動事業

・内容

学校の施設を利用した、放課後教育事業で、大阪市教育局の委託を受けた大阪市振興公社が運営している。

また、小学校単位で、いきいき活動事業運営委員会をつくる。

上福島小学校では、PTA実行委員が兼務する。

実質的には、振興公社から派遣される指導員、地域で採用している地域指導員によって運営されている。

実行委員会で、指導員より毎月の活動報告がある。

・その他

現場指導員と地域管理者との間で、意見の食い違いが見られる。

大阪市全体のいきいき活動室が、すべて同じレベルになる必要はなく、その地域に、保護者の希望に合った、活動でよいと思っている。

現場指導員との連絡を密に取って、連携して運営する必要がある。

実行委員会費

・内容

実行委員内での慶弔、懇親会、子供会試合などへの差入れを使用目的とする会費。

その都度、集金しても良いが、平成10年度までは毎月2000円頂いていた。

また、年度内に使い切るように心がける。

・その他

年度始めの実行委員会で、趣旨を説明して、その年度はどうするのかを決めれば良い。

過去には、何の説明の無いままで、徴収されていた。

また、男性に対しては年間会費を一括徴収されていたこともあった。

はっきりと説明しておけば、何ら問題が生じることはないが、強引にしていたことが、あだとなって不満が出てきたものと考えられる。

学校施設陳情

・内容

小学校施設の改善要求と説明を、大阪市教育局(大阪市役所内)に行っておこなうもので、事前に書類が提出してあるので、回答も得られる。

この席には、福島区選出の市議員同席している。

全ては、学校長が対応し、PTAは側にいるのみ。

PTA役員ができるだけ多く、行くことが必要。

日本PTA基金

・内容

日本PTA協議会が、PTA活動支援のために基金を設立しており、「書き損じはがき」や「未使用のテレホンカード」を保護者の協力により、集めている。

お願いのプリントを配布して、回収、整理して、大阪市PTA協議会に発送する。

PTA活動報告

・内容

大阪市教育局、大阪市PTA協議会より、前年度のPTA活動状況と会計についての報告をしなければならない。

報告書を書く人が、前年度の活動をまとめたわけではないので、少し苦勞するが、引継ぎ書類を参考にまとめる。

その際に、PTA決算総会で配布した、活動報告書、会計報告書を添付する。

役員、実行委員への感謝状

・内容

PTA予算総会で、前年度の役員、実行委員へ感謝状を贈る。

役員は、学校長より、実行委員は会長より贈る。

平成9年度より、前年度から引き続いて役員、実行委員している人は対象外とした。

学校へ預けるもの

印鑑、
免許書コピー（銀行通帳に使用のため）

学校から借用するもの

鍵 正門、南門、給食搬入門、1階会議室、講堂

PTA行事内でのアルコール

・内容

平成8年度まで、一部のPTA行事内において、保護者にアルコール類を供与していた。

一部の保護者、実行委員より、好ましくないとの意見もあり、平成9年度より行事内でのアルコールは供与しないことにした。

ただし、行事等の準備やあとかたづけでお世話頂いた方々には、会議室などで少量のアルコール類をお出した。

慶弔規定

・内容

PTA会員や地域、各校園で発生する慶弔について、規定を作り運用している。
内容にあいまいなことが多く、わかりにくかったので、平成9年度、全面見直しをおこなった。

会計規定

・内容

平成9年度までは、PTA会計の執行、記帳の全てを教頭がされていた。
幾度かの教育委員会通達、PTA会計のいっそうの明朗化のため、平成10年度から会計業務一切を引き継いだ。
それに伴い、平成10年度会計規定を作成、制定した。

みおつくし安全会

・内容

学校授業やPTA行事において、万一事故などが発生した時には、程度によって保険金の下りる。
大阪市PTA協議会が窓口となっている。
別途詳細資料あり